

標準型総合評価落札方式における技術提案書評価に関する留意事項について

標準型では、**施工方法等において技術的な工夫の余地がある工事**において、工事の条件や現場条件等から設定した技術的課題に対する**施工上の工夫等の技術提案**を評価します。技術提案書を作成する場合は以下のポイントを参考にしてください。

1. 技術提案について

評価項目は、工事の条件や現場条件等を考慮した施工上の技術的課題を踏まえ設定し、その評価項目毎に、着目点をそれぞれ設定します。技術提案の作成にあたっては着目点ごとに、次の①～④について記載していただくことになります。

① 当該現場の課題

記載内容は工事の条件や現場条件等から、着目点に対する適切な課題を抽出し記載されていることが必要です。

着目点と関連の少ない不適切な課題を抽出した場合、当該技術提案は評価できません。

② 具体的な提案内容

提案内容は、具体的に記載されていることが必要です。実施内容が不明瞭な場合、当該技術提案は評価できません。

ア) 曖昧な表現は評価しません。

「原則として・・・」「・・・するように努める。」「必要にじ・・・する。」「出来る限り・・・する。」などの表現は、記載内容について履行するのかもしれないのか不明確ですので評価しません。

イ) 履行の確実性・実効性に疑義がある内容は評価しません。

他の施設管理者等と新たな協議を必要とする内容や、現地の気象、地形、地質等の諸条件が考慮されていない内容など、履行の確実性・実効性が担保されないものは評価しません。

ウ) 一般的であることが明らかな内容は、評価しません。

他の応募者が当たり前の内容と考えて記載していない場合があるため、明らかに一般的なものは評価しません。

エ) 実施することで品質の低下が懸念される内容は評価しません。

③ 実施効果

提案内容が抽出した課題を解消するため、どの程度効果があるかを記載してください。実施効果の有無及び程度について評価します。

④ 実績及びその効果

提案内容に係る実績の有無、及びその際の効果を記載してください。実績がない場合は、実現可能な根拠などを示してください。

実現の見込みがない若しくは技術的根拠が確認できない場合、当該技術提案は評価できません。

2. 過大な提案(オーバースペック)と判断される内容は評価しません。

技術提案は多大な費用を要する内容を求めるものではありません。工事費を圧迫し、工事品質を低下させる可能性が高い過大な提案(オーバースペック)は評価しません。

施工計画型及び標準型における過大な提案(オーバースペック)の主な事例は次のとおりです。

① 条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案

具体的事例：地質条件によって設計変更の対象となるトンネル掘削パターンや補助工法に関する提案

② 管理基準の厳格化に係る提案

※厳格化：出来形管理、品質管理における管理頻度・管理箇所の増加、試験項目の追加、規格値の厳格化など

具体的事例：コンクリートの品質管理基準に対し自社基準を設ける提案
騒音振動等の観測機器、観測箇所を追加する提案

③ 過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案

具体的事例：専任の観測員の配置、交通誘導員を増員する提案
過剰設備(多大な費用を要する濁水処理設備等)を増設する提案
施工区間一連にわたり防音壁を設置する提案

④ 過剰な材料・配合・工法に関する提案

具体的事例：施工区間一連にわたりコンクリート強度を変更する提案
トンネル全線にわたり繊維補強コンクリートを採用する提案
必要以上に塗料を増塗りする提案

このほか、(別紙)総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集を参考にしてください。

なお、過大な提案(オーバースペック)は評価の対象としない旨、入札公告に明記します。

[記載例] ただし、次の提案は評価の対象としない。

- ・ 条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案
- ・ 管理基準の厳格化に係る提案
- ・ 過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案
- ・ 過剰な材料・配合・工法に関する提案

3. 設計図書や、法律、規則等を逸脱した記載が確認された場合は、入札を無効とします。

評価に値する内容が数多くあっても、設計図書や、法律、規則等を逸脱した記載が1項目でもあれば、適正な施工計画とは認められません。この場合は入札参加資格がないものとして、その者が行った入札は「無効」とします。

4. 技術提案の作成について

記載内容が確実に履行されるために、入札参加者自らが作成(当該工事に配置を予定している監理(主任)技術者の責任において技術提案が作成されていることを意味する。)することを義務付けています。

5. 技術提案に関するヒアリングの実施について

入札参加者から提出された技術提案の内容について確認が必要な場合は、当該工事に配置を予定している監理(主任)技術者に対してヒアリングを行います。

6. 技術提案の作成状況の確認について

技術提案を自らが作成していないことが認められる場合又は5のヒアリングを拒否した場合は、当該入札参加者の技術提案は評価対象としません。

7. 技術提案書の履行状況の確認について

記載内容(監督員との協議により履行しないこととした項目は除く。以下同じ)は、施工後はもちろんのこと、施工中にも同等以上の施工を行っているかどうかを確認します。記載内容の履行が確認できなかった場合は、工事成績評定点の減点、及び違約金の徴収を行います。そのため、記載内容は担保されることを念頭に作成してください。

なお、工事成績表定点の減点方法、違約金の算定方法は以下に記載されていますので確認してください。

○「愛媛県建設工事標準型総合評価落札方式実施要領」

<https://www.pref.ehime.jp/site/nyusatsu/7450.html>

○「工事成績評定要領細則」

<https://www.pref.ehime.jp/page/8142.html>

(別添)

総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集

【提案に対し、オーバースペックと判断する(した)場合がある事例】

※現場条件、工事特性等により、下記の提案が必ずしもオーバースペックと判断されるわけではない。提案に当たっては、各工事の入札説明書を確認すること。

共通	工程	発注者側が設定した 評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容	その理由	分類 ※
	工事内容				
共通	一般土木(トンネル工事) 一般土木(橋梁基礎工事) プレストレスト・コンクリート	コンクリートの耐久性向上対策	◇温度条件が一般的な現場において、品質向上のために暑中コンクリート、寒中コンクリートを使用するという提案	品質確保上「コンクリート標準示方書」に品質が確保されるよう対処すべきこととして定められているため	④
	コンクリート構造物工事	コンクリートの品質・耐久性向上	◇ひび割れ防止目的のコンクリート混和材料を2種併用し、過大な費用を要する提案 ◇必要性が低いと判断される部位へのコンクリート混和材料の使用に過剰な費用を要する提案 ◇低発熱ホムランドセメントの使用に加えて高強度コンクリートに変更し、過剰な費用を要する提案	同一の部位において同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断 要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すると判断 要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すると判断	④ ④ ④
河川	河川構造物工事	コンクリートの良好な品質確保	◇品質確保のためにコンクリート強度を変更(水セメント比の変更等)する提案	施工管理基準等の規定以上であり過剰であると判断	④
		コンクリートの品質確保を図るための施工方法	◇品質確保のためにコンクリート強度を変更する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップであると判断	④
一般土木	トンネル工事	長期耐久性と品質の向上	◇トンネル全線でAE減水剤(高性能・中性能)を採用する提案(目的や施工範囲が明確でない場合に限る) ◇仮設トンネル全線でAE減水剤(高性能・中性能)を採用する提案	吹付けコンクリート及び覆工コンクリートにおいて、使用目的及び施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担と判断	④
		コンクリートの品質・耐久性の確保	◇仮設トンネルで充填性向上を目的とした流動化コンクリートを使用する提案 ◇仮設トンネルで高強度コンクリートを使用する提案	ダム工事の(仮設的な)仮排水トンネル覆工のため(材料、配合に関する提案は評価しない旨、明示)	④
		長期耐久性と品質の向上	◇トンネル全線で非鋼繊維補強コンクリートを採用する提案(目的や施工範囲が明確でない場合に限る) ◇仮設トンネル全線で非鋼繊維補強コンクリートを採用する提案	吹付けコンクリート及び覆工コンクリートにおいて、使用目的及び施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担と判断	④
		コンクリートの品質・耐久性の確保	◇仮設トンネルでひび割れ抑制ファイバーを使用する提案	ダム工事の(仮設的な)仮排水トンネル覆工のため(材料、配合に関する提案は評価しない旨、明示)	④
		覆工コンクリートの品質向上対策について	◇コンクリート用ひび割れ抑制ファイバー等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	④
		覆工コンクリートの品質・耐久性向上	◇養生のための設備に加えて養生剤を併用し、過大な費用を要する提案	同一の部位において同一の目的で使用する材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断	③④
			◇風雨の影響を受けにくい部位を含むコンクリート全面にわたって表面改質剤を塗布し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すると判断	④
			◇仮設トンネルでのコンクリート全面にわたる表面改質剤の塗布に過剰な費用を要する提案	ダム工事の(仮設的な)仮排水トンネル覆工のため(材料、配合に関する提案は評価しない旨、明示)	④
		断面縮小部の拡幅掘削における品質管理に係わる具体的な施工計画	◇設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案(目的及び施工範囲が適確な場合は除く)	必要以上の高性能な注入材の使用に係わる費用が過度なコスト負担につながるため	④
		覆工コンクリート施工計画	◇覆工コンクリートに関する事項における設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案(但し目的及び施工範囲が適確な場合は除く)	吹付けコンクリート及び覆工コンクリートにおいて、使用目的及び施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担を要する提案と判断	④
		掘削工及び支保工施工計画	◇掘削工及び支保工に関する事項の内、掘削バタンや掘削補助工法等において設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案(但し目的及び施工範囲が適確な場合は除く)	使用目的、施工範囲が適確でない場合、過度なコスト負担を要する提案と判断	①④
		長期耐久性と品質の向上	◇地質条件に伴い設計変更対象となる掘削バタンや掘削補助工法に関する提案	設計図書に明示が無く設計変更の対象となる技術提案は評価しない	①
		ウォーターゲート区間のトンネル掘削工における地山の安定に係わる具体的な施工計画	◇地質条件に伴い設計変更対象となる掘削バタンや掘削補助工法に関する提案	必要以上の補助工法に係わる費用が過度なコスト負担につながるため	①
		近接施工に伴う計測・観測方法について	◇計測設備を増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	②
			◇専任の計測・観測員を配置する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	③
		坑口部の掘削に伴う地すべり地形の動態観測・管理体制について	◇動態観測機器を増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	②
			◇専任の監視員を配置する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	③
		坑口部の地すべり対策箇所における動態観測について	◇動態観測設備を増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	②
			◇専任の監視員を配置する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	③
		低土被りトンネル施工における計測結果の活用について	◇地表面沈下測定箇所を増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	②
◇長尺先受け応力測定におけるひずみゲージを増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため		②		
掘削スリ運搬における環境保全対策について	◇機械設備を増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	③		
	◇泥落とし装置を増設する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	③		
	◇専任作業員(道路監視員など)を配置する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	③		
周辺地域への環境対策に係わる具体的な施工計画	◇周辺環境に対して、環境基準を大幅に下回る必要以上の対策効果を実現する提案	必要以上の周辺環境対策に係わる費用等が過度なコスト負担につながるため	③		
橋梁基礎工事	大径鉄筋や高密度配筋部を有する橋脚躯体工におけるコンクリート打設方法の工夫について	◇橋脚躯体工のコンクリート打設方法の工夫として高流動コンクリートを使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	④	
	コンクリートの施工方法及び品質管理	◇品質確保のためコンクリート強度を変更する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため	④	

工程	工事内容	発注者側が設定した評価項目	オーバースペックと見なされる技術提案内容		分類※
				その理由	
地盤改良工事		地盤改良による近接構造物への影響対策	◇設計基準強度を増加する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案のため	④
		地盤改良の品質確保に係わる具体的な施工計画	◇追加リソグの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している事項のため	①
		地盤改良による近接構造物への影響対策	◇追加リソグの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している事項のため	①
築堤護岸工事		盛土工及び護岸工の施工管理について配慮すべき事項	◇追加リソグの実施等、必要以上の施工管理を行う提案	設計図書等に明示がなく通常設計変更で対応している事項のため	①
		運搬作業における土砂飛散防止対策	◇築堤上運搬路を「クラン」走行する際は、全て敷鉄板を敷設する提案	施工範囲が適確でない場合は、過度なコスト負担による必要以上の効果であるため	③
		施工に当たって近隣住民および河川利用者へ配慮すべき事項	◇敷鉄板、鋼矢板等による過度な仮設を施工する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③
		工事中の水質汚濁対策	◇排水基準値を大幅に下回る濁水処理施設（薬注施設増加）を設置する提案	過度なコスト負担での設備追加による必要以上の効果であるため	③
		工事中の濁水等の流出等について配慮すべき事項	◇大規模な濁水処理施設（薬注施設を増加させたプラント）を設置する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③
		狭い施工ヤードでの施工上配慮すべき事項について	◇施工延長全体にわたり仮設構台を設置する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③
		盛土材料の掘削・運搬にあたって配慮すべき事項	◇河川敷搬入路全区間にわたり舗装を敷設する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	①
		施工時の施工機械等による隣接する一般家屋への騒音・粉塵等について配慮すべき事項	◇施工区間一連にわたり家屋高相当の防音・防塵壁を設置する等の提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③
砂防堰堤工事		河川水質保全への施工上配慮すべき事項について	◇高度処理施設による水質浄化等	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③
		打継目の越冬時保護対策及び越冬後の打継目処理	◇打設済み堰堤全体を防寒仮囲いにより被い越冬させる等	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③
プレキャスト・コンクリート		PC鋼材の長期健全性を、高い信頼性・確実性で確保するための対策	◇主桁コンクリートについての繊維補強の提案	効果の程度及び範囲が適当ではないあるいは低い	④
		コンクリート（床版（桁）、地覆、壁高欄）の充填性やひび割れ抑制等が必要な部位に対する配合及び打設・養生方法	◇地覆及び高欄コンクリートについて高性能AE減水剤を添加する提案	効果の程度及び範囲が適当ではないあるいは低い	④
		PCケーブル（ゲラ付含む）の品質・耐久性向上	◇特殊なケーブルの採用に加え特殊なシスを併用し、過度な費用を要する提案	同一の部位において同一の目的で使用される材料の併用や複数の提案を実施することによる改善効果に対して過剰な費用を要すると判断	④
		PC橋の品質の確保、向上に資する工夫	◇支承鋼材部に重防錆塗装（亜鉛7%溶射+フッ素塗装）を施す提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	④
鋼橋上部工		合成床版の品質管理に係わる具体的な工夫	◇設計図書等の範囲を超えた材料等のグレードアップに関する提案	設計図書等の範囲を超えたグレードアップに関する提案	④
		鋼橋の耐久性の確保、向上に資する工場製作等における工夫	◇鋼橋全面に増塗りする提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	④
			◇重カキを実施する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	④
			◇金属疲労への耐性が高い鋼材等を使用する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	④
塗装の品質・耐久性向上または保護性さびの形成促進	◇風雨の影響を受けにくい部位も含む上部工鋼材全面にわたって塗装等を追加し、過剰な費用を要する提案	要求水準に対し過剰な品質・性能を実現するため、高価な材料等の使用や必要性の低いとされる提案の実施に過剰な費用を要すると判断	④		
アスファルト舗装		橋面排水性舗装工の品質確保に関する工夫（防水対策を含む）	◇橋面防水工において全面にわたってシート系防水層を設ける提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	④
			◇レベリング層において全面にわたって砕石マヅク混合物(SMA)を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	④
		軟弱地盤における構造物脇の舗装の残留沈下対策に関する工夫	◇BOX脇路床部の改良に軽量混合土等を使用する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	④
		平坦性の向上	◇舗装表層における平坦性に過剰な数値を設定する提案	過度なコスト負担を要していると判断されるため	②
浚渫		施工上配慮すべき事項	◇特に必要性が認められない引船、押船、安全監視船等を過剰に配備する提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③
		施工上配慮すべき事項	◇余水排水処理においてss・pHを過剰に低減するための対策を行う提案	必要以上の対策効果を実現する提案のため	③

※建築工事、電気工事など上記以外の案件に関しても、本表を参考に判断します。

※分類：愛媛県の留意事項における過大な提案(オーバースペック)の分類

① 条件変更に伴い、設計変更の対象となる提案
② 管理基準の厳格化に係る提案
③ 過剰な設備の増設、観測員等の増員に関する提案
④ 過剰な材料・配合・工法に関する提案

※本表は、国土交通省国土技術政策総合研究所「総合評価方式における技術提案のオーバースペック事例集(2011.3)」を参考に作成